



芳しき歴史、香しき自然、風薫るロマンのまち

大多喜町 OTAKI TOWN



大多喜町シンボルキャラクター

「おたっきー」

令和2年度版

## 移住に関する各種支援制度等概要のご案内

### 1 住宅・宅地に関する支援制度等

**住宅取得奨励金**：建設課 TEL 0470-82-2115

対象者：町内に新築住宅を取得し、定住される方

奨励金の額：基本額30万円、最大で100万円

加算額要件：次の要件を満たしている方は、30万円にそれぞれ加算されます。

- ① 町内建築業者にて住宅を建築＝30万円
- ② 世帯全員が町外からの転入者＝20万円
- ③ 申請者又はその配偶者が、申請する年度の4月1日現在で45歳以下＝20万円



**住宅リフォーム奨励金**：建設課 TEL 0470-82-2115

対象者：自己が居住する住宅で、町内建築業者にて20万円以上のリフォームをされる方

奨励金の額：工事費の1/10又は20万円のいずれか低い額

**船子城見ヶ丘分譲地住宅用地取得補助金**：建設課 TEL 0470-82-2115

対象者：町が分譲する船子城見ヶ丘団地の分譲地を購入される方

補助金の額：1区画につき定額500万円

**空き家・空き地バンク登録制度**：企画課 TEL 0470-82-2112

対象者：町に登録されている空き家・空き地物件を購入または借用したい方。

登録手続き：定住等を目的として空き家・空き地の利用を希望する方は、利用者登録してください。

物件の見学：登録物件の現地確認や内見は、事前にご連絡いただき、日程調整が必要です。

なお、物件の詳細な情報は、町のホームページでもご覧になれます。

**空き家利用促進奨励金、空き家家財道具等撤去費補助金**：企画課 TEL 0470-82-2112

#### (1) 空き家利用促進奨励金

対象者：利用者登録をされた方で、登録されている物件を定住目的で購入された方

要件：町内建築業者にて100万円以上のリフォームをし、工事後当該物件に定住すること

金額：工事費の3分の1（上限100万円）

#### (2) 空き家家財道具等撤去費補助金

対象者：空き家・空き地バンクに登録された物件の所有者又は利用者登録をされた借主

対象経費：空き家内に残存する家財道具等（敷地内の草木の撤去含む）の撤去に要する費用

金額：対象経費の2分の1（上限20万円）

**住宅用省エネルギー設備等設置補助金**：環境水道課 TEL 0470-82-2067

対象者：自ら所有している住居または住居を予定している町内の住宅に設備を設置しようとする方  
 補助対象設備と補助金額：太陽光発電システム 単価4万円/kw・上限18万円  
 定置用リチウムイオン蓄電システム 上限20万円

**合併処理浄化槽設置補助金**：環境水道課 TEL 0470-82-2067

単独浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の補助限度額



区分	老川地区以外		老川地区			
	単独	汲取り	N20型又はP型		N10型	
			単独	汲取り	単独	汲取り
5人槽	612,000円	532,000円	724,000円	644,000円	924,000円	844,000円
6～7人槽	694,000円	614,000円	766,000円	686,000円	966,000円	886,000円
8～10人槽	828,000円	748,000円	856,000円	776,000円	1,056,000円	976,000円

老川地区では、養老川が東京湾へと注ぐため、高度処理型合併処理浄化槽を設置の場合にのみ助成を行っています。

**分譲地に関する情報**：建設課 TEL 0470-82-2115

城見ヶ丘団地：平成8年度から分譲、全66区画中残り4区画  
 平均区画面積≒250㎡、平均㎡単価≒3.2万円（助成制度活用時の実質負担分）  
 ガス、上下水道整備済み、保育園、学校、ショッピングセンター、駅、高速バス停留所徒歩圏内

大戸分譲地：平成24年度から分譲  
 全6区画中残り2区画、2区画同時購入可  
 平均区画面積≒243㎡、平均㎡単価≒1万円  
 上水道宅内整備済み、プロパンガス、合併浄化槽は購入者にて設置

猿稻分譲地：平成24年度から分譲、1区画のみ分譲  
 区画面積=313.01㎡、価格=340.8万円（11,000円/㎡）  
 上水道を町で整備済、ガス、合併浄化槽は購入者にて設置

**建築物確認申請に関する情報**：建設課 TEL 0470-82-2115

本町は都市計画区域外のため、用途指定、接道義務等はありませんので、住宅の建築にあたっては原則確認申請は不要です。（工事届け出書の提出は必要です）  
 ただし、町役場周辺や城見ヶ丘団地周辺の地域に建築する場合は、確認申請が必要となります。  
 また、町で分譲している宅地に住宅を建築する場合は建築要件等があります。

**町営住宅に関する情報**：建設課 TEL 0470-82-2115

団地の概要：町内全9団地111戸、建築からおよそ15年～30年が経過（一部、築50年）  
 入居の要件：同居者がいること、世帯所得が一定の金額を超えないことなどです。  
 家賃：月額1万～2万円程度、世帯の所得、団地の築年数等に応じて毎年算定されます。  
 申込方法：事前に仮申込書を提出してください。

その後、町営住宅に空きが生じた際に入居者の募集案内を送付しますので、本申込書を提出してください。

入居者の選考については、入居応募者の経済状況や居住環境等を総合的に判断し選考します。（先着順ではありません。）

## 2 子育てに関する支援制度等



### **出産祝い金**：健康福祉課 保健予防係 TEL 0470-82-2168

対象者：新生児の養育者で大多喜町に住所を置き、定住の意思がある方  
給付金の額：第1子及び第2子＝10万円、第3子以降＝30万円  
支給の時期：出産祝い金支給申請書を提出し、決定後1か月以内に支給されます。

### **子ども医療費助成制度**：健康福祉課 保健予防係 TEL 0470-82-2168

対象者：中学校修了前までの子ども  
助成内容：通院、入院に係る医療費の自己負担分を助成します。

### **保育園について**：教育課 保育園係 TEL 0470-82-3010

概要：つぐみの森保育園（大多喜町中野）、みつば保育園（大多喜町船子）  
対象児：生後6か月児から  
形態：通常保育の他に、時間外保育（午前7時～午後7時）  
一時保育、休日保育（午前8時～午後4時）  
保育料等：所得税課税世帯で児童が3歳未満の場合、月額 14,700円～67,800円  
所得税課税世帯で児童が3歳以上の場合、月額 4,500円  
同時期に2人以上の児童が在園している場合、2人目の児童は半額、3人目以降は無料となります。（2人目が3歳児から5歳児の場合は2人目も無料となります。）  
給食：3歳児以上は副食給食、3歳児未満は完全給食（離乳食の心配はいりません。）

### **えいごあそび教室**：教育課 保育園係 TEL 0470-82-3010

概要：幼少から英語に慣れる事を目的とし3歳児以上を対象に月3回～5回程度実施しています。（通常保育の中で実施）  
講師：英語を母国語とする方が講師のため、本場の英語に触れ、正しい発音を学べます。

### **放課後児童クラブ（学童保育）について**：教育課 保育園係 TEL 0470-82-3010

概要：児童クラブたんぼぼ（旧上瀑小学校内）、児童クラブつくし（西小学校内）  
対象児童：小学校1年生から小学校6年生まで  
形態：平日は、授業終了後から午後6時30分まで（時間外は30分延長まで）  
土曜、夏休み期間等は、午前8時から午後6時30分まで（時間外は前後30分まで）  
入所料金：月額 4,800円、ただし、7月及び8月は次のとおりです。  
7月の夏休み前まで 月額3,000円  
夏休み期間（7月：月額3,300円、8月：月額9,300円）  
時間外利用、1回につき100円加算  
土曜日利用、1回につき200円加算（夏休み期間中は加算なし）

### **小中学校について**：教育課 学校教育係 TEL 0470-82-3010

概要：小学校2校（西小、大多喜小）、中学校1校（大多喜中）  
特色：英語教育については、小学3年生から6年生までの実施だけでなく、町独自に小学1・2年生の児童を対象とした英語教育を週に1回実施しています。  
大多喜町立小・中学校及び特別支援学校中学部に在籍する生徒の保護者に対して、学校給食費を全額補助します。

### 3 上水道について

**水道料金について**：環境水道課 TEL 0470-82-2067

水道料金：2か月に1度請求（奇数月）

基本料金は、1,650円×2か月×税、基本料金は2か月で16m<sup>3</sup>まで、以後の料金は水道使用量に応じて算出されます。

新規に水道管を宅地内に引き開設する場合は、加入者負担金が必要となります。

加入者負担金は一般的な住宅の場合、口径13mmで8万円（税別）、口径20mmで16万円（税別）です。



### 4 農業・就労に関する支援制度等

**農業次世代人材投資事業**：農林課 農政係 TEL 0470-82-2535

対象者：就農時の年齢が45歳未満であり農業経営者になることについて強い意欲があり、農地の所有権、または利用権を有している方。また、認定新規就農者、人・農地プランへの位置づけ、5年後に生計が成り立つ実現可能な就農計画等が必要となります。

給付金の額：1人あたり年間上限150万円とし、給付期間は最長5年間

夫婦で農業経営をされる場合は、夫婦合わせて年間225万円が給付されます。

**起業創業支援事業補助金**：商工観光課 商工労政係 TEL 0470-82-2176

対象者：本町に住所を有する個人が、城下、中野、養老溪谷商店街地区区内で店舗だった建物又は取り壊して空き地となっている土地を活用し、事業所を設け、起業又は創業する個人であること。税務署へ開業届が未提出であること。町商工会に入会する個人であること。起業創業事業計画が必要となります。

給付金の額：起業創業の開始に必要な経費で上限額75万円。

補助対象経費：事業所の増改築費、設備及び備品の購入費、広告宣伝費、試作費等

### 5 移住支援

**大多喜町移住支援事業支援金**：企画課 TEL 0470-82-2112

対象者：大多喜町へ転入した方で、次の事項の①～③全てに該当する方

- ① 直近10年間のうち、通算5年以上、東京23区の在住者または千葉県を除く東京圏<sup>※1</sup>のうちの条件不利地域<sup>※2</sup>以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤<sup>※3</sup>していた方
- ② 直近連続して1年以上、東京23区内に在住または千葉県を除く東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤していた方
- ③ 就業先が、移住支援金の対象として千葉県のマッチングサイトに掲載する求人<sup>※3</sup>に新規就業した方または公益財団法人千葉県産業振興センターから地域課題解決型起業支援事業に係る企業補助金の交付決定を受けた方

※1 千葉県を除く東京圏 東京都、埼玉県、神奈川県

※2 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く）

※3 通勤 雇用者としての通勤にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。

金額：世帯100万円、単身60万円